那覇港管理組合特別会計の資金不足比率の公表について
令和８年 10 月 27 日

１．地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）」（以下「健全化法」という。）が施行され、地方公共団体は、平成 19 年度決算より、健全化判断比率、資金不足比率を算定するとともに、監査委員の審査に付し、その意見を付して議会へ報告し、公表することとなっております。

また、算定された健全化判断比率、資金不足比率について、一定の基準が設けられ、これを超えた場合は、議会の議決を経た上で、財政健全化計画、経営健全化計画の策定等を行うこととされております。

地方公共団体のうち、一部事務組合においては、これら比率のうち公営企業に係る「資金不足比率」の算定等を行うこととされております。

那覇港管理組合については、地方財政法施行令第 46 条に掲げる事業のうちの港湾整備事業及び宅地造成事業を経理している那覇港管理組合特別会計が対象となっております。

なお、当組合を構成する構成団体（沖縄県、那覇市、浦添市）の健全化判断比率の算定においては、当組合を含めて算定しております。

２．資金不足比率とは

公営企業会計における資金不足を公営企業の事業規模である料金収入（使用料や財産収入）の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが資金不足比率です。

３．令和７年度決算に基づく資金不足比率について

令和７年度決算に基づく那覇港管理組合特別会計の資金不足比率について、健全化法第 22 条第１項の規定により、次のとおり公表します。

会計の名称	資金不足比率
那覇港管理組合特別会計	－％

備考　資金不足比率欄の「－」は資金不足額が生じていないことを表しております。

４．各用語について

（1）一部事務組合とは

二つ以上の地方公共団体がその事務を共同して処理することを目的として設立された、地方自治法第 284 条第 2 項の規定による、特別地方公共団体を指します。

当組合は、沖縄県、那覇市及び浦添市の 3 自治体で構成された一部事務組合であり、組合独自の議会も設置されております。

（2）特別会計とは

特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して、別個に経理される会計であり、当組合における特別会計は、港湾施設の利用料金を主な財源とした、公営企業会計を設置しております。

５．その他

健全化法に関する詳細については、総務省ホームページをご覧ください。
https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index1.html